

諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針（第2期）

令和4年3月28日（公財）諫早湾地域振興基金理事会決議

令和4年3月31日（公財）諫早湾地域振興基金評議員会決議

1. 平成28年度に策定した基金のあり方方針

国営諫早湾干拓事業に伴う諸課題に対応するため、諫早湾地域振興基金（以下「基金」という。）においては、これまで、潮受け堤防内漁業者の転業対策や諫早市・雲仙市の水質保全対策等に貢献し、現在は、諫早湾地域の水産振興に重点的に取り組むとともに、干拓事業で新たに形成された資源（場所）の修景や環境美化、利活用の促進にも取り組んでいる。

このうち、重点的に取り組んでいる水産振興については、諫早湾の漁業生産額に占める割合や事業効果を考慮し、カキ・アサリの増養殖のための助成や調査研究を基金の中核的な事業として実施しており、近年ではカキ地種の養殖実用化などの成果が認められるが、アサリの資源回復などは依然として推進の途上にある。

一方、基金事業は、低金利の影響で十分な収益を確保できない状況が続いていたことから、平成28年度末に策定した基金のあり方方針において、平成29年度から令和3年度までの5ケ年間、維持促進が必要な中核的事業に要する経費などについては、基金の基本財産の一部を取り崩して事業実施することとし、基金の理事会並びに評議員会の決議を得た。

2 第2期に向けた方針策定

前回、あり方方針を策定してから5年が経過し、この間、基金は基本財産の運用と取崩しを行いながら、水産振興のための助成事業や調査研究事業、さらに諫早湾地域の地域振興事業に取り組んできた。

前回のあり方方針の対象期間が令和3年度で終了するにあたり、今年度基金のあり方検討委員会が設置され、この5年間の基金事業の評価・検証

を行うとともに、諫早湾地域の水産業を取り巻く状況を分析したうえで、次の期間に向けた基金の助成事業、調査研究事業、基本財産の運用、組織・人員体制等のあり方について提言をいただいた。提言を踏まえ、基金のあり方方針（第2期）を以下のとおり策定する。

3 前回の方針策定後の基金事業の評価

(1) 収支と基本財産の取崩し状況

前回のあり方方針策定後、平成29年度から基本財産の一部取崩しを開始した。令和3年度末の基本財産の期末残高は、決算見込ベースで17億6,000万円となっており、この5年間で2億4,000万円、1年平均で、4,800万円減少してきており、基金の今後の運用益確保への影響が懸念されるが、運用方法の工夫等により、基金の運用利回りは、この5年間漸増傾向にあり、年間1,500万円程度の運用益確保は維持できている。しかしながら、市場の低金利は今後とも当分の間は続くものと見込まれ、基本財産の減少に伴い、次第に運用益も減少してくることは確実である。

(2) 助成事業の評価

平成29年度から令和3年度までの5年間の助成費の合計は、約1億6,500万円、1年につき3,300万円の助成を行っている。内訳は、県農林部や水産部の水産振興事業、あるいは国庫補助を伴う水産業施設整備事業への上乗せ事業に助成費の約8割から9割が充てられており、行政の水産業支援を加速化するものとして、これらの助成事業の意義は非常に大きいものと考えられる。

一方で、基金単独の水産振興や地域振興事業への助成は、助成額合計の例年15%程度で推移しており、近年は助成メニューがほぼ固定化している状況にある。

助成事業の成果としては、平成24年度に日本一を受賞した小長井産カキ「華漣」について、安定供給に向けた課題解決を模索する中で、平成26年度から基金の調査研究事業で実施したバスケット籠飼育試験

に著しい効果が発現、その成果を受けて平成28年度からは養殖バスケット等資材購入費を諫早市と協調して助成したことにより、「華漣」の生産拡大とブランド確立につながった事例がある。

「華漣」のブランド化をはじめカキ養殖技術の向上の取組については、組合員の所得向上、また漁協直売所の売上げ増加による漁協経営の安定化など地元経済の振興に大きく貢献したと評価できる。

気候や社会情勢などの環境変化が著しいなか、カキ・アサリ等の生産率の向上、新たな水産業の展開等を通じ、漁業者の生産性、収益性の向上を目指していく等、各種課題を解決するためには、基金単独事業について、関係者が一体となって柔軟な発想に基づく助成メニューや助成額の見直し検討を行うこととする。

(3) 基金を取り巻く情勢の変化と基金の必要性

小長井、瑞穂、国見の諫早湾内3漁協は、令和2年4月、合併により新たに諫早湾漁協として発足した。現状では、基金との関係に従来と大きな変化はないが、合併により、基金助成事業の効果的な活用につながり、今後、水産物の生産拡大や経営体系の改善等が進むことを期待したい。基金事業が諫早湾の水産振興に果たす役割はこれまで同様に大きなものがあると判断されることから、当面、基金事業は継続することとする。

4 今後の事業実施方針

このように、基金事業は、諫早湾地域の水産振興や地域振興、さらには漁協の経営安定にも大きな成果を残してきたことから、基金を取り巻く環境には更なる厳しさも伴うが、未解決の開門問題関連訴訟の行方を見極めつつ、当面、令和4年度からの5年間、現在の基金事業の基本的スキームを維持したうえで、事業を継続することとする。以下、具体の事業別に記載する。

(1) 基金運営費

人件費、事務費等の固定的経費が中心である。前回の基金あり方方針の中で、基金運営費は安定した公益財団法人運営のため必要な経費（枠内経費）として、基本財産の一部処分によって得た財源を充てることを認めている。このうち人件費については、基金が事業を継続するうえで、引き続き経常経費としての支出が見込まれる。事務費については、今年度、新電力への切り替えで電気代の約1割削減を目指すなど、節約の努力を続けており、引き続き経費節減に努めていくこととする。

(2) 助成事業費（水産振興）

県農林部や水産部の水産振興事業、あるいは国庫補助を伴う水産業施設整備事業への上乗せ事業については、求められる基金の役割を考えると、県や国において制度や助成率の見直しが行われない限り、現状を継続することが適当である。

県や市の補助対象とならない基金単独の水産振興について、低金利の継続による財源不足のため、前回のあり方方針で助成上限額を1漁協あたり100万円から70万円へ引き下げを行ったが、以下に述べる調査研究事業の見直しと合わせ、基金として可能な範囲で助成メニューや助成額の見直し検討を行うこととする。

(3) 助成事業費（地域振興）

地域振興事業への助成は、水産振興事業に対する助成と比べて事業費が少ない。さらに前回のあり方方針で助成上限額を1事業あたり100万円から80万円へ引き下げを行ったが、現在助成している県事業の一部見直しが行われるなど、地域振興事業には、随時事業内容の変更も想定される。前回の基金あり方方針でも、運用益の範囲内で実施すべき事業については、地域振興関係への助成に優先的に配分するものとされていることから、今後とも基金の地域振興への使命についても忘れることなく、県や関係市と連携を図りながら柔軟に対処していくこととする。

(4) 水産関係調査研究事業

基金の位置づけは、県総合水産試験場が行う基礎研究の実証試験を行うこととされている。基金では、これまで、夏場の高水温に強いカキ地種の採苗・抑制・垂下養殖を実用化させるなど、一定の成果を残してきたが、アサリについては、着生・成育に効果的とされる採苗袋の設置効果試験等に平成25年度から取り組んでいるものの、赤潮発生や台風・長雨等の環境要因の影響を受けるなどの課題に直面している。

一方で漁協からは、「漁業者の要望に沿って支援していただきたい」、「基金が行う調査研究は総合水試等の調査を活用すれば基金の負担は軽くなる」等のご意見をいただいた。

これらのことから、これまでの調査研究事業の成果は評価しつつも、予算の効率的な執行に留意しながら、漁協等の意見を踏まえて、以下の観点に立った見直しを行うこととする。

- ① 有明海の水産資源回復や海域環境改善等調査研究に取り組む機関は国や県の機関があるが、基金は技術職1名のみの体制でもあることから、基金主体事業の重点化・効率化並びに漁協主体事業への支援、県総合水産試験場との連携・協力の強化や役割分担を念頭に置き、必要な見直しを進める。また、漁協の要望に応えるため、予算の範囲内で新たな助成又は委託事業の実施を検討する。
- ② 具体的には、調査研究事業はこれまで基金が事業主体となって、関係漁協とともに実施してきたものであるが、新たに漁協自身が事業主体となって水産振興のために取り組むもので、国や県の助成対象にならないものを助成対象に加えることなどの検討を行う。
- ③ 基金が事業主体として行っているこれまでの調査研究は、漁協の協力のもと、いち早く成果が期待できる内容への重点化等を図る。

(5) 基本財産の運用

わが国では、低金利の状況が長期にわたって継続する中、基金では毎年、理事会の承認を得て資産運用管理方針を定め、元本回収の確実性を鑑みつつ、政府国債のほか、長崎県が発行する地方債、民間企業の電力

債、金融債、一般事業債等で運用している。

国債、地方債を除き投資する際の判断基準として、信頼できる格付け機関の評価がA格以上（償還まで10年以内の場合）、またはAA格以上（償還まで30年以内の場合）と定め、運用益の確保を図っている。

この方針により、令和3年度の運用利回りは0.91%（決算見込ベース）を予定しており、現在発行されている5年～10年満期の国債の表面利率は、昨年まで0.05%～0.1%程度で推移、今年になってやや上昇傾向が見られるものの、運用益確保への努力は十分評価できるものとする。一方で投資判断のもととなる格付け基準を緩和すれば、運用利回りの向上も期待されるが、売却時の損失発生など、換金リスクの高まりも懸念されることから、現在の投資判断基準は妥当であり、継続すべきと考えられる。

今後、取崩しによる基本財産の減少に伴い、次第に運用益が減少してくることは確実であり、低金利状況の継続と相まって厳しい収益環境は今後も続くことが想定されるが、水産資源の回復などが依然として推進の途上にあり、さらなる課題を抱えている状況にあっては、引き続き、事業効果維持促進枠の枠内経費についてのみ、基本財産の一部処分によって得た財源を充てることのできるという方針を堅持すべきであり、運用益確保に向けてより一層の努力を行うこととする。

5 今後5年間の組織・職員体制

現在の基金の職員体制は、正規職員として主任、書記の2名、嘱託職員として参事、の計3名体制である。

これまでの検討の結果、基金として引き続き諫早湾地域の水産振興に取り組んでいく必要があるが、基金の助成事業は当面継続されるべきであるが、職員体制は高齢化が進んでいる。基金においても令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、満65歳の年度末までの再雇用制度を導入しており、今後、本人の希望を踏まえたうえで対応していくこととなる。また、定年年齢の延長については、県の実施方針と歩調を合わせて検討する必要がある。

今後も低金利が継続し、運用利息の減少、基本財産の取崩しが続くことは避けられないが、人件費をはじめとした基金運営費の適切な管理と節約を図りながら、助成事業費や調査研究事業費のより一層の有効活用を図る観点を常に念頭に置き、厳しい状況の中でも水産振興や地域振興のために基金事業の一層の促進に取り組んでいくこととする。

6 状況変化への対応

国を被告とする諫早湾干拓の潮受堤防排水門開門問題関連訴訟は、いまだ解決に至っていないが、国が訴訟の解決を前提に提案している有明海振興基金（仮称）の行方、金利の動向、その他諫早湾地域を取り巻く情勢など、今後5年間のうちに基金の置かれた状況に大きな変化があった場合は、必要に応じ随時、あり方方針も再検討を行う。